

議題(2) 論点に対する説明

- これまでの委員からの意見への回答 -

【 郵便局活性化委員会事務局分 】

平成30年12月27日

目 次

- 算定モデルに基づく、配達頻度を見直した場合のコスト改善効果について : P3~6

《第13回委員会でのご質問への回答》

- 諸外国の郵便サービスについて : P7~9
- 郵便のユニバーサルサービスの範囲の考え方について : P10~11

《第12回委員会でのご質問への回答》

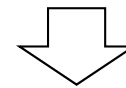
- 意見集約にむけた今後の流れについて : P12

算定モデルにおける、週5日配達による収支改善額

- 総務省では平成25年度から郵政事業のユニバーサルサービスコスト(ユニバコスト)の算定手法の調査研究を行ってきたところ。
- 構築した算定モデルを用いて、2016年度のユニバコストをPA法(Profitability Approach: サービス水準の変更による損益の改善額を算出する手法)に基づき、現在週6日行っている配達業務を週5日に変更した場合(土曜配達を休止した場合)の試算を実施(委託先:三菱総合研究所)。
- なお、送達日数の緩和の影響については、全体としての業務量が変化しないことから、当該モデルでは試算に適さないもの。

土曜配達休止によるユニバコスト算定結果(2016年度)

単位：億円	収益	費用	損益
週6日配達	12,628	12,665	-38
週5日配達	12,628	12,077~12,209	418~550



ユニバコスト(損益改善額)
= 約456~588億円

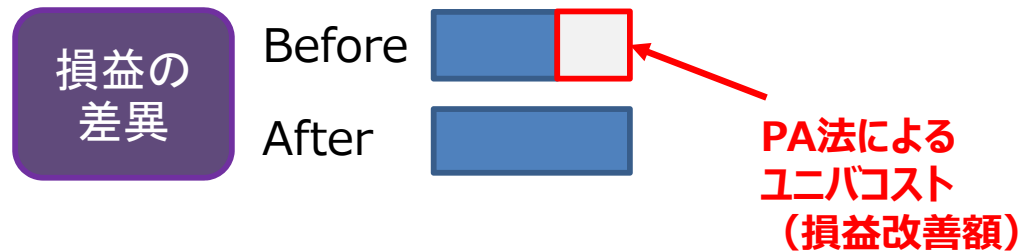
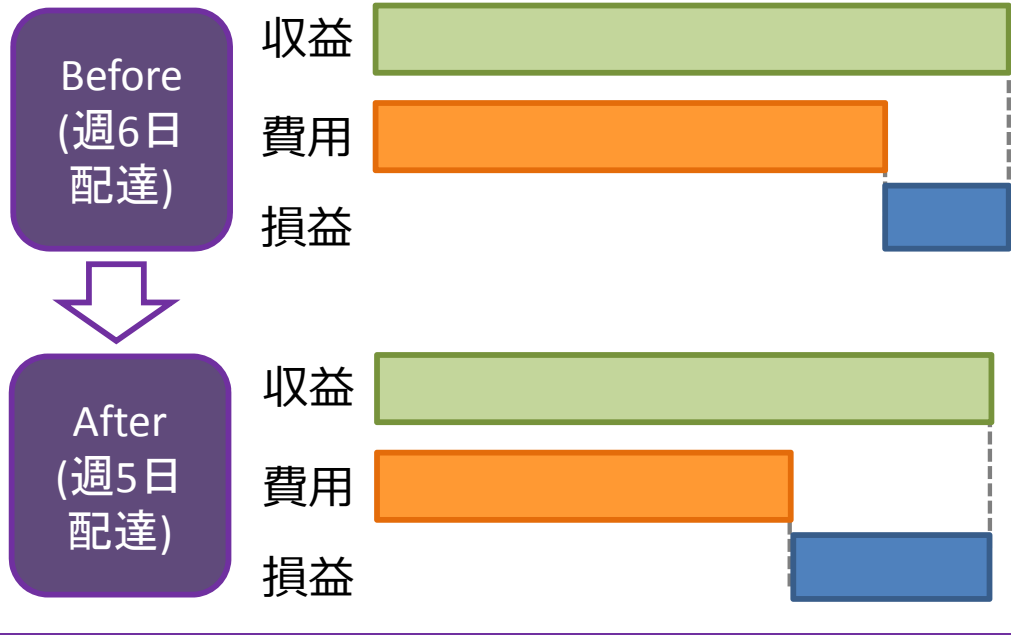
物数が減少すると想定した場合の損益改善額(億円)

固定費比率 物数減少率	40%	50%	60%
0%	456	522	588
△ 0.2%	447	512	577
△ 0.4%	438	501	565
△ 0.6%	428	491	553
△ 0.8%	419	480	541
△ 1.0%	409	469	529

※モデルの算定値は、今後修正を行う可能性がある。
 ※上記の算定では、配達日数削減に伴う郵便物数の変動はないものと仮定している。

- 今回の損益改善額の試算においては、PA法の考え方を採用した。
- PA法は、ユニバーサルサービス義務の変更(緩和)に伴うサービス水準の変化と収支構造の変化を想定し、「Before」シナリオと「After」シナリオにおける損益の差異(改善額)を推計し、これをユニバーサルサービスコストとみなす手法である。

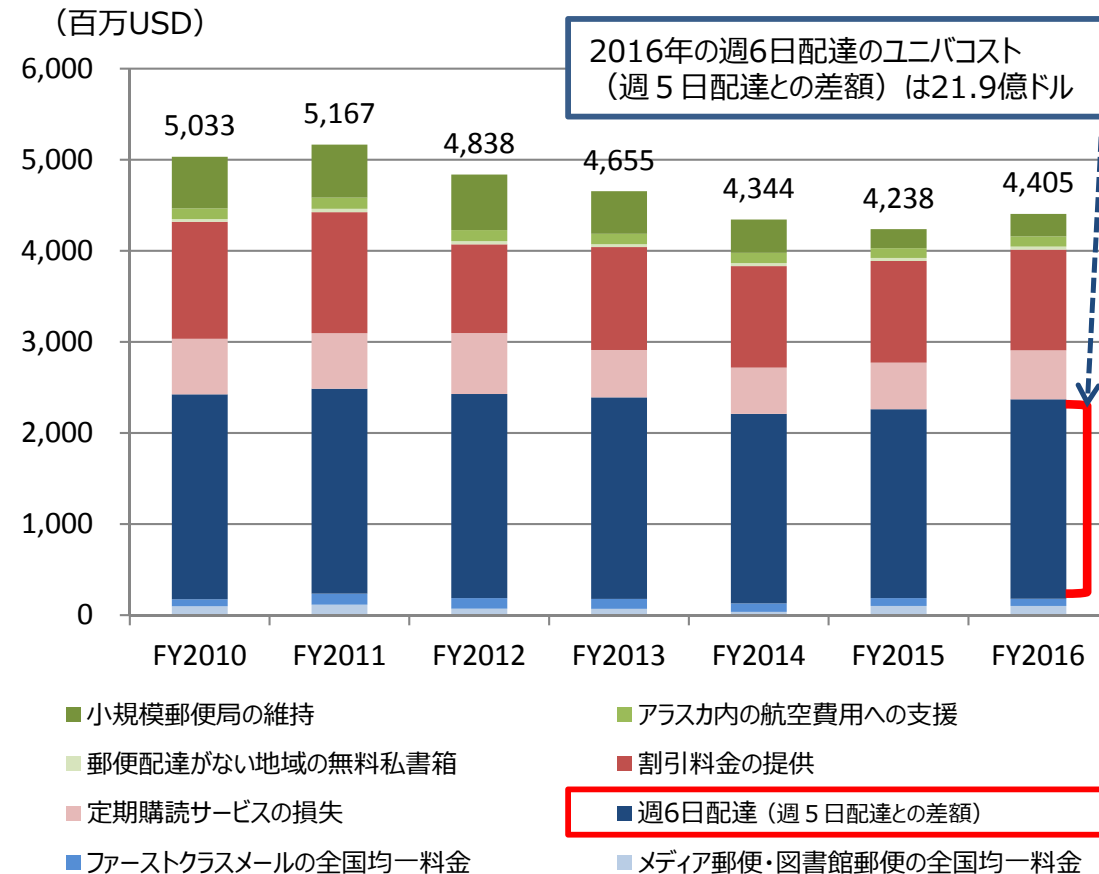
PA法によるユニバコスト(損益改善額)の測定



(参考)

米国の規制当局(郵便規制委員会)のPA法によるコスト試算

米国では、郵便規制委員会が、PA法による郵便のユニバーサルサービスコストを算定し、年次報告書にて公表している。



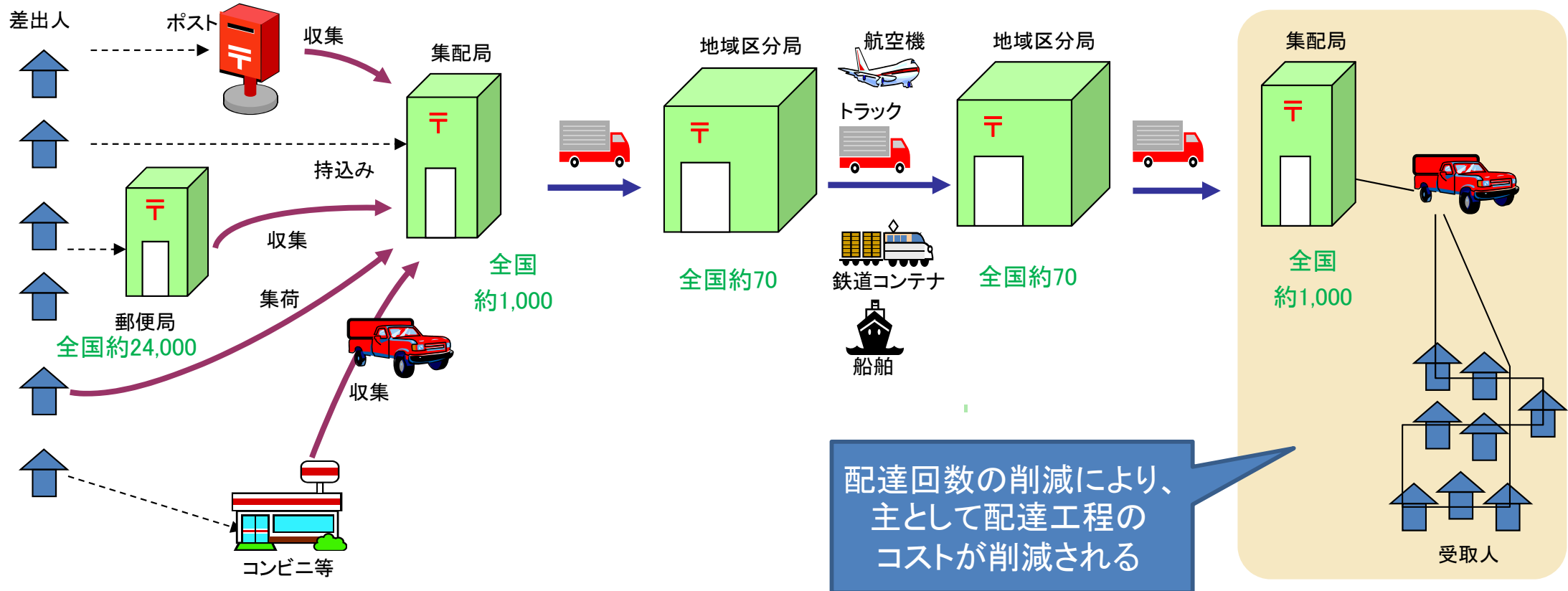
出所: "ANNUAL REPORT TO THE PRESIDENT AND CONGRESS"
(米国郵便規制委員会; 2017)

コストモデルにおける費用算定の考え方

- 今回の算定では、日本郵便(株)から提供を受けた2016年度の取扱物数等データに基づく算定を行った。
- モデルでは、郵便物の引受から配達までの流れに応じて、10の工程に分けて費用を算定している。配達日数の削減(週6日→週5日)により、主として配達工程(工程10)のコストが削減される。

コスト算定モデルにおける工程の考え方

工程1	工程2	工程3	工程4	工程5	工程6	工程7	工程8	工程9	工程10
郵便局引受	集荷収集	集配局 差立区分	集配局～地域 区分局輸送	地域区分局 差立区分	地域区分局 間輸送	地域区分局 到着区分	地域区分局～ 集配局輸送	集配局 到着区分	配達



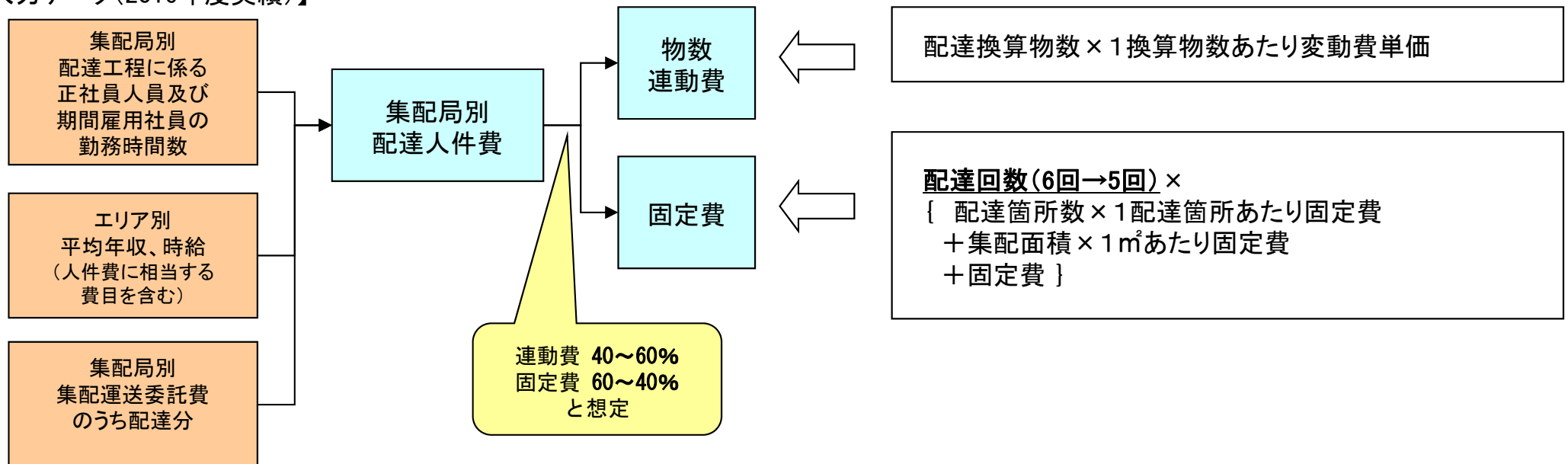
<算定方法>

- モデルの配達人件費の算定においては、全国でのコスト総額は(株)日本郵便の実績費用と同額とする一方、配達回数・物数の変動等による感度分析が可能となるようなロジック設計とした。
- 具体的な実装として、物数に連動して変動する物数連動費と、物数に連動しない固定費からなる計算式とした。
 - 固定費は、集配局エリアの特性（配達箇所数、集配面積）に依存し、かつ配達回数に比例すると考える。
- 回帰分析のベースとなる集配局別配達人件費実績は、以下の想定で積算した。
 - 外部に委託している部分も、人件費として同額を計上。
 - 正社員と期間雇用社員の人員構成比は、各集配局における実績を適用。
 - エリア（地域区分局）ごとの人件費単価を用いることで、地域によるコスト差を反映。

<配達日数減によるコストへの影響>

- 配達回数を週6回→週5回に削減すると、固定費に影響を与え、配達人件費総額が、約6.7%～10%減少する。

【入力データ(2016年度実績)】



○ 週6日配達を週5日配達に変更した際の各国での手続等について

○ 比較的最近週6日配達を週5日配達に変更した国での手続等は以下のとおり。

●ノルウェー

- ・2011年11月 ノルウェー・ポストが郵便物数の減少に伴う費用節減策として、週6日配達の週5日配達への見直しを提起。
- ・2014年10月 ノルウェー政府は国会に週6日配達の義務付けを見直す郵便法改正案を提出し、2015年1月末まで意見募集手続を実施。地方自治体等から約90の意見が提出された。
- ・2015年6月 国会で郵便法改正案が成立。2016年1月発効。

●オランダ

- ・2011年 オランダ政府は2009年に行われた郵便法改正後の定期レビューを実施し、国民の85%が郵便物の配達日数が1日減らされたとしても問題ないと考えていることを確認。当時郵便事業者PostNLの経営が思わしくなかったこともあり、配達日数を減らす郵便法改正法案を国会に提出する意向を示したが、国会からは影響について更なる調査を求める決議が出され提出は延期。
- ・2012年12月 オランダ政府は郵便法改正案を国会に提出。配達日数を減らすことについては更なる議論が必要とのことで最初の提出段階では盛り込まず。
2013年4月、配達日数減の影響に関するさらなる調査調査結果とともに、配達日数減に関する条項を追加した新たな改正案を提出。
- ・2013年6月 国会で郵便法改正案が成立。2014年1月発効。

○ 都市部と過疎地で配達日数を分けている国では、過疎地をどのような基準で指定しているのか。

○ EU郵便サービス指令では、加盟国の規制当局の判断により、例外的な地理的条件又は状況にあると認められた地域について、最低週5日間の配達や宛所配達の例外を指定することを許容(例外の指定については加盟国の権限であり、欧州委員会は指定状況について情報提供を受けるのみ)。実際に配達日数を分けている国での事例は以下のとおり。

● フィンランド

郵便法の規定により、郵便事業体ポスティに原則全国週5日の配達義務付けられているが、フィンランド通信規制庁(FICORA)が指定する、商業ベースで週5日間日刊紙が配達されている地域については、ポスティは他の業者に郵便物の配達を委託することが許容されており、ポスティ自身が郵便物を配達する頻度は週3日でよいとされている。

加えて、ポスティは全国で1000世帯を超えない、特に交通困難な原野や離島に所在する世帯については、週1日以上郵便物の配達を行えばよいとされている(毎年FICORAに世帯数等を報告する義務あり)。

● イタリア

郵便法等の規定に基づくイタリア通信規制庁(AGCOM)の決定により、郵便事業体ポステ・イタリアーネは以下の全ての条件を満たす地方自治体に所在する配達先について、隔日配達を行うことが許容されている。

- ・人口密度が200人/km²を下回る地方自治体又は、人口密度が200人/km²を上回る地方自治体であっても、人口密度が200人/km²を下回る県に属するもの
- ・人口3万人以下の地方自治体であって、配達先の間平均距離が81.7mを超えるもの又は、平均距離が81.7m以下であっても、配達先の平均世帯毎人口が1.4を下回る若しくは配達先に事業所が占める比率が8%を下回るもの
- ・対象となる自治体に居住する人口が全人口の25%を超えないこと

- 都市部と過疎地域で配達に対応を分けることを決める際、ユニバーサルサービスの観点からはどのような議論がなされたのか。

確認できた事例は以下のとおり。

- イタリア

2015年に地方での隔日配達モデルを導入するに当たって、ポステ・イタリアーネは当初広範な自治体(約6300。全自治体の75%)において同モデルの導入を希望していた。しかし通信規制庁(AGCOM)において、郵便物数の減少によりユニバーサルサービスを維持するための費用負担が年々増加していくことを踏まえつつ、地理的条件等の理由で、週5日配達を維持するための費用がポステ・イタリアーネにとって過重な負担となっているかという観点から、自治体の選定が適切かどうかを約6ヶ月間かけて精査し、7ページに記載している人口密度等の基準が策定された(結果、約5000自治体で導入)。

また、隔日配達モデルの導入がもたらしうる郵便離れや社会的影響を精査するために、2015年から2017年の3年間で段階的に隔日配達モデルの導入を行うとともに、第1段階(全国民の約0.5%が対象)導入後にコスト削減効果を上回る悪影響(コスト削減効果を上回る郵便物数の減少等)が認められた場合には、AGCOMが導入を中止する又は必要な修正を行うよう命令を発出することができるとするセーフガードを設けるなどの配慮が行われた。

第13回会合での委員からの意見

郵便のユニバーサルサービスの構成要素としての「全国あまねく公平な提供」について、合理的な理由があるものとして均一な取扱いの例外として許容される範囲はどこまでか。(1/2)

考え方
(事務局) 1/2

- 郵便法上日本郵便が提供を義務付けられている郵便サービスについては、同法に基づき全国あまねく公平な提供が原則義務付けられているが、郵便法上の提供義務に基づかず、日本郵便が任意で提供する特殊取扱等のサービスについては、利用者のニーズの有無等を踏まえて、提供地域を限定して提供することも許容されている。
 - 現時点で郵便法等において全国あまねく公平な郵便サービスの提供の例外とされているものは以下のとおり。
 1. 原則3日以内の送達日数の例外(郵便法第70条第3項、施行規則第32条第5項)

離島(本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島):定期船等、郵便物の送達に利用できる交通手段の運行頻度に応じ5日又は14日以内に送達
 2. 宛て所配達の例外(郵便法第70条第3項、施行規則第32条第3項)

特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域(日本郵便が指定し総務省に届出。例えば南鳥島のように一般人が立ち入りできない離島や、冬季の山小屋等):郵便物を宛て所に配達することを要さず、留置期間内に受取人が配達郵便局に出向いて郵便物を受け取る。
- 現状、郵便法上日本郵便が提供を義務付けられている郵便サービスについて、全国あまねく公平な提供の例外が許容されているのは、物理的に他の地域と同等の対応が困難な地域に限られており、例外の設定に当たっては抑制的に考えられてきたところである。

第13回会合での委員からの意見

郵便のユニバーサルサービスの構成要素としての「全国あまねく公平な提供」について、合理的な理由があるものとして均一な取扱いの例外として許容される範囲はどこまでか。(2/2)

考え方
(事務局)2/2

- ・ 他方、任意の特殊取扱等のサービスについては、サービスの提供条件を郵便約款に定めることでサービス提供が可能であり、利用者のニーズの有無等に応じて、均一サービスの例外を設けることが許容されている。
- ・ 限定した地域で提供されているサービスの例としては、同日中に迅速に書類を宛先に配達してほしいという企業向けの特定のニーズにこたえるため、企業集積地である大都市のみで提供するサービスとして、新特急郵便(一部大都市限定で、午前中に取り集めた郵便物を同一地域内で同日中に配達する)がある。

<新特急郵便のご利用が可能な地域>

札幌市内(南区の一部を除く。)

東京都区内

名古屋市内

大阪市内

福岡市内(島しょを除き、引き受けは中央区および博多区に限る。)

料金:822円(同一地域内)

第12回会合での委員からの意見

意見集約にむけた今後の流れについて

考え方
(事務局)

- ・ 制度改正要望の内容については、利用者等にヒアリングを行いつつ、委員会でその内容を精査いただくとともに、丁寧な議論を進めていく予定。
- ・ 本日のヒアリングに加え、全国地域婦人団体連絡協議会、(一社)日本新聞協会等を予定している。
- ・ これらを踏まえ、制度改正要望の検討内容を含む郵便サービスのあり方について、中間整理案をまとめ、その後パブコメを行う予定。
- ・ このパブコメの結果や別途事務局において実施するアンケート(国民利用者や企業の意識調査)結果をもとに、意見集約を図って行く考え。